

防災の日に思う

8月27日に夏季休業が終わり、授業が再開し、子供たちの活気あふれる声が校舎内に戻ってきました。長期休業でなまった体に気合が入りました。

さて、9月1日は防災の日。1923年（大正12年）9月1日に発生した関東大震災の教訓を忘れないようにと制定されました。また、9月1日頃というのは、立春から210日目、台風襲来の厄日とされていたようで、この日を防災の日と制定したとも言われています。

この夏季休業中には、各地で様々な災害が起きました。熊本県での大地震、千葉県での豪雨により、両県に甚大な被害をもたらしました。被災された方々が一日でも早く安心できる生活に戻ることを切に願っています。テレビやネットニュースなどを見ていると被災地の方々がどのような行動をとっていたのか、また、日頃からの備えはどのようにしていたのかなど、防災に関する情報が多岐にわたって流れていました。私たちの住む川崎市にも、いつ同等の災害が起きるかわかりません。各ご家庭でどのような備えをしておくのがよいのか、すでにお話しされていることと思いますが、改めてお子様と情報を共有していただければと思います。学校においても折に触れ、子供たちと一緒に考えていきたいと思います。

先日、宮前区の避難所運営会議に参加してきました。会議の中では、能登半島地震の避難所にボランティアとして参加された方の講演がありました。

避難所で一番問題となるのが「トイレ」だそうです。それぞれの避難所にいくつ設置すれば足りるのか、トイレに形式（下水直結型、凝固剤型、簡易型などなど）が様々あり、使い方がよくわからないという方もいたそうです。また、トイレが原因となり感染症が広がるということもお話しされていました。トイレの数が足りないために水分を取らずに我慢する。水分を取らないと口腔内の細菌が増える。細菌が増えていくので感染症が広がる。というような悪循環が生まれるのだそうです。

実際にボランティアをしていてスムーズな避難所運営ができていると感じるのは、地域の方が中心となって運営している避難所だそうです。顔見知りということでお互いに声をかけやすく、安心感があるようです。お互いの家庭のことをわかっているのも、助け合いが自然と生まれてくるともおっしゃっていました。

講演のあと、野川小地区の方々と避難所を運営するにあたって何が課題なのかについて、話し合いました。「みんなが安心できる避難所運営」をめざすには何が必要なのか考えました。

体育館での区割りはどのようにするのか／野川小の体育館には何人くらい避難できるのか
トイレは足りるのか／誰が最初に指示を出すのか／子供がいるときに災害が起きたら…

考え出すとあれもこれもやるべきことが出てきます。一つ一つ検証することはこれからとして、一番大事なのは日頃から地域の中でのコミュニケーションをしっかりとするということでした。野川小でも、地区の避難所運営会議を年に3回ほど開いています。その中で何をすべきなのか、地域としての、学校としての役割をしっかりと確認していこうと思います。

気象警報発表時等における学校の措置について

4月当初に配付しました「特別警報及び暴風警報・暴風雪警報発表時における児童生徒の安全確保について」ですが、近年の気象状況を踏まえ、気象警報発表時における臨時休業基準を一部変更する通知が来ましたので、お知らせいたします。

詳細については、別紙通知文をご覧くださいになっていただければと思います。

主な変更点です

【現行の通知内容】

4月13日発出

「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」発表時等における児童生徒の安全確保について（通知）

1 神奈川県内のいずれかの市町村等に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」のいずれかが、午前6時の時点で発表継続中の場合は、児童生徒の安全確保のため、当日を臨時休業とします。ただし、定時制高等学校及び西中原中学校夜間学級については午後2時の時点とします。全市一斉に臨時休業とした場合、当日の給食は中止とします。当日の遠足・修学旅行・自然教室・体験学習も延期・中止としますが、特別な事情のある場合は速やかに教育委員会と協議してください。



【変更後の通知内容】

1-1 午前6時の時点で、川崎市に「特別警報」及び「暴風警報」「暴風雪警報」、または、大雨・河川氾濫・土砂災害・高潮のレベル4防災気象情報（危険警報）が発表されている場合は、児童生徒の安全確保のため、当日を臨時休業とします。（土砂災害・高潮は該当学校のみ）
なお、定時制高等学校及び西中原中学校夜間学級については午後2時の時点とします。また、全市一斉に臨時休業とした場合、当日の給食は中止とします。当日の遠足・修学旅行・自然教室・体験学習も延期・中止としますが、特別な事情のある場合は速やかに教育委員会と協議してください。

1-2 前日の時点で、川崎市に「特別警報」及び「暴風警報」「暴風雪警報」、または、大雨・河川氾濫・土砂災害・高潮のレベル4防災気象情報（危険警報）の発表が見込まれ、登下校、教育活動等への影響が予想される場合は、臨時休業とします。（土砂災害・高潮は該当学校のみ）

【現行の通知内容】

4月13日発出

大規模な風水害による緊急避難場所開設及び学校の臨時休業等の措置について（通知）

2 臨時休業の取扱いについて

（1）特別警報等の発表

イ 午前6時の時点で特別警報等の発表はないが、その後、始業までに特別警報等が発表された場合は、臨時休業や授業の繰り上げ等の対応とし、保護者にメール配信等でその旨を連絡するとともに、既に登校している児童生徒については、安全な帰宅や引渡し等、状況に応じた適切な対応をお願いします。なお、全ての児童生徒が登校した後に特別警報等が発表された場合は、これまでどおり授業の繰り上げ等の対応となります。



【変更後の通知内容】

2 臨時休業の取扱いについて

（1）特別警報等の発表

イ 午前6時の時点で特別警報、レベル4危険警報、暴風警報等の発表はないが、その後、始業までに特別警報、レベル4危険警報、暴風警報等が発表された場合は、臨時休業や授業の繰り上げ等の対応とし、保護者にメール配信等でその旨を連絡するとともに、既に登校している児童生徒については、安全な帰宅や引渡し等、状況に応じた適切な対応をお願いします。なお、全ての児童生徒が登校した後に特別警報、レベル4危険警報、暴風警報等が発表された場合は、学校で児童生徒を待機させるなど適切な措置をお願いします。